

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改める。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 50,000	円 10,000
1 年 以 上 2 年 未 満	365,500	306,000	249,100	50,000	8,000
2 年 以 上 3 年 未 満	365,500	306,000	249,100	50,000	6,000
3 年 以 上 4 年 未 満	365,500	306,000	249,100	50,000	4,000
4 年 以 上 5 年 未 満	365,500	306,000	249,100	50,000	2,000
5 年 以 上 6 年 未 満	365,500	306,000	249,100	50,000	
6 年 以 上 7 年 未 満	365,500	306,000	249,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	365,500	306,000	249,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	365,500	306,000	249,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	365,500	306,000	249,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	365,500	306,000	249,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	365,500	306,000	249,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	365,500	306,000	249,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	365,500	306,000	249,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	365,500	306,000	249,100	34,200	
15 年 以 上 16 年 未 満	365,500	306,000	249,100	32,800	
16 年 以 上 17 年 未 満	361,500	302,700	246,500	31,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	357,500	299,400	243,900	30,000	
18 年 以 上 19 年 未 満	353,500	296,100	241,300	28,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	349,500	292,800	238,700	27,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	345,500	289,500	236,100	25,800	
21 年 以 上 22 年 未 満	328,700	275,800	224,100	25,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	311,600	261,800	212,300	24,600	
23 年 以 上 24 年 未 満	295,000	248,400	200,300	23,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	278,100	234,600	188,600	23,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	261,300	221,000	176,800	22,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	240,600	203,400	162,500	21,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	220,300	186,400	148,200	21,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	200,000	169,200	134,000	20,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	179,300	151,600	119,700	20,300	
30 年 以 上 31 年 未 満	157,500	133,700	104,800	19,900	
31 年 以 上 32 年 未 満	135,600	115,500	90,000	19,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	114,000	97,700	74,900	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	82,200	71,700	55,800	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	37,500	16,900	

附 則

1 この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 当分の間、この人事委員会規則による改正後の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の初任給調整手当規則」という。）第二条第一項第三号の職を占める職員については、

その者を同項第二号の職を占める職員とみなして、改正後の初任給調整手当規則を適用する。